

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

| | | | |
|-------------|--|------|-----|
| No | 5 | 府省庁名 | 金融庁 |
| 対象税目 | <u>個人住民税</u> <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ） | | |
| 要望項目名 | 海外の組織体（パートナーシップ等）を通じた投資の円滑化に資するための措置 | | |
| 要望内容（概要） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 内国法人・居住者が、本邦に対応する制度のない海外の組織体（パートナーシップ等）を通じて投資をした場合に係る課税上の取り扱いは不明確である。 ・ 特例措置の内容 海外の組織体（パートナーシップ等）を通じた投資の円滑化に資するための措置をとること。 | | |
| 関係条文 | [-] | | |
| 減収見込額 | [初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (単位：百万円) | | |
| 要望理由 | (1) 政策目的 海外の組織体（パートナーシップ等）を通じた投資の円滑化を図ること。 (2) 施策の必要性 内国法人・居住者が、本邦に対応する制度のない海外の組織体（パートナーシップ等）を通じて投資をした場合に係る課税上の取り扱いは不明確である。 こうした課税関係の不安定さにより、クロスボーダーの投資スキームに制約を受けることがあることから、海外の組織体（パートナーシップ等）を通じた投資について安定的な課税上の取扱いとするための措置が必要。 | | |
| 本要望に対応する縮減案 | なし | | |

| | | |
|-----|----------------------------|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 1-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備 |
| | 政策の達成目標 | 我が国の金融機関等が健全な海外事業展開を行うための環境を整備し、その国際的な競争力を高める。 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 恒久措置とする。 |
| | 同上の期間中の達成目標 | (政策の達成目標と同じ) |
| | 政策目標の達成状況 | — |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 海外の組織体（パートナーシップ等）を通じた投資を行う内国法人・居住者において、適用される見込み。 |
| | 要望の措置の効果見込み (手段としての有効性) | 海外の組織体（パートナーシップ等）を通じた投資の円滑化を図ることができる。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | なし |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | なし |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | 要望の措置の妥当性 | 海外の組織体（パートナーシップ等）を通じた投資の円滑化を図ることから、本措置は妥当である。また、本措置は、税に係る問題に対処するものであり、税制でしか措置することができない。 |
| | ページ | 5—2 |

| | |
|--|----------------|
| 税負担軽減措置等の適用実績 | — |
| 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | — |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | — |
| 前回要望時の達成目標 | — |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| これまでの要望経緯 | 今年度が初めての要望である。 |
| ページ | 5—3 |